

滞納処分の流れ

納税通知書発送

滯納

督促·催告

納期限を過ぎると、20日以内に督促状を発送します。
※延滞金が発生する場合もあります。

督促状が発送後にも納付がされない場合は、催告書などにより滞納市税の納付催告や納税相談窓口の案内、滞納処分に関するお知らせをしています。

電話によるお知らせ

「川口市納税コールセンター」は、市税などの納期が過ぎても納付の確認が取れないかたに対し、早めの納付を促すため、電話でお知らせをしています。

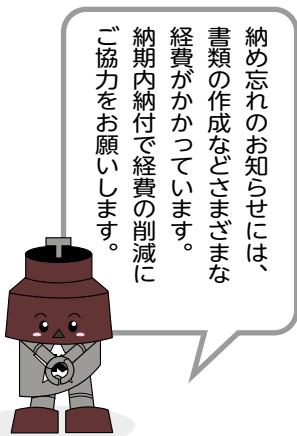
財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへ調査を行います。

滞納処分(差し押さえ)

換価(債権取立・不動産公売)

債権(預貯金)は金融機関から原則即時に取り立てします。不動産は公売(売却)により換価し、税に充当します。



問い合わせ…納税課 ☎048-259-7949 FAX048-259-4541
国民健康保険課 ☎048-259-7671 FAX048-254-2282



埼玉県と県内63市町村の合言葉

ストップ! 滞納

10月～12月は
滞納整理強化期間

差し押さえ（滞納処分）

市税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。市税を滞納することは、納期内に納税している大多数の市民との公平性を欠きます。また、市の財政を圧迫し、住民サービスの低下にもつながります。そのため、納付のないかたに対しては、差し押さえ（滞納処分）により強制的に徴収しています。

- | 差し押さえ(滞納処分) | 生命保険 |
|---|---|
| 地方税法では、滞納されている税金は、財産を差し押さえ、処分することにより徴収しなければならないと定められています。「差し押さえ」とは、所有者から財産を処分する権利を奪うことを言います。差し押さえられた財産は、所有者が自由に処分できなくなり、市がその権利を得て、財産の売却や権利の行使、また契約を解約することにより、支払われた金銭を税金に充当します。差し押さえする財産は、主に次のようなものです。 | ● 売掛金
● 不動産
● 自動車・オートバイ
● 捜索により発見された動産
自宅や事務所などから発見された有価証券、電気製品、装飾品 |
| ● 給与・賞与・年金 | ● 納税が困難なときはご相談ください |
| 国税徴収法で規定する差し押さえ禁止額を控除した金額 | 次のような事情で、市税などを納期限までに納めることができない場合、分割での納付などをすることができます。早めにご相談ください。 |
| ● 病気やケガで働けなくなつた
なくなった | 失業や事業不振などで生計が維持でき |
| 災害や盗難で損害を受けた | |